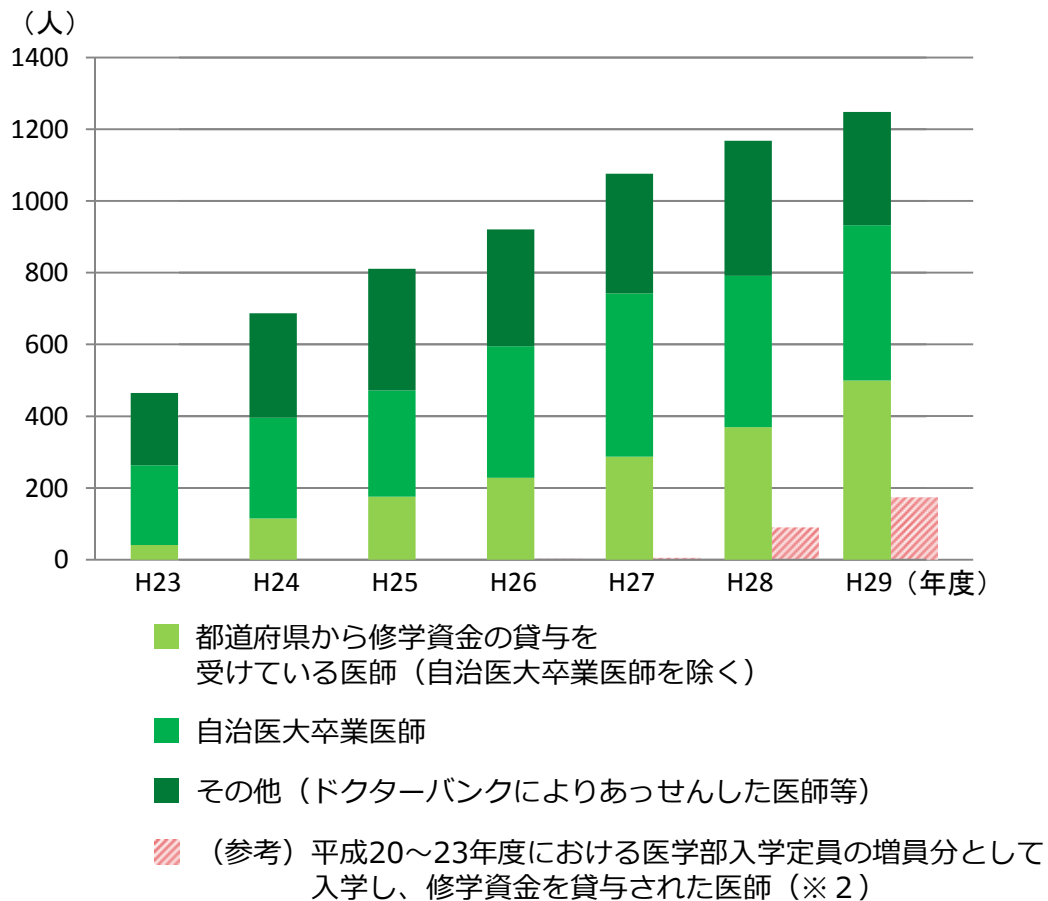


都道府県による医師の派遣の状況について

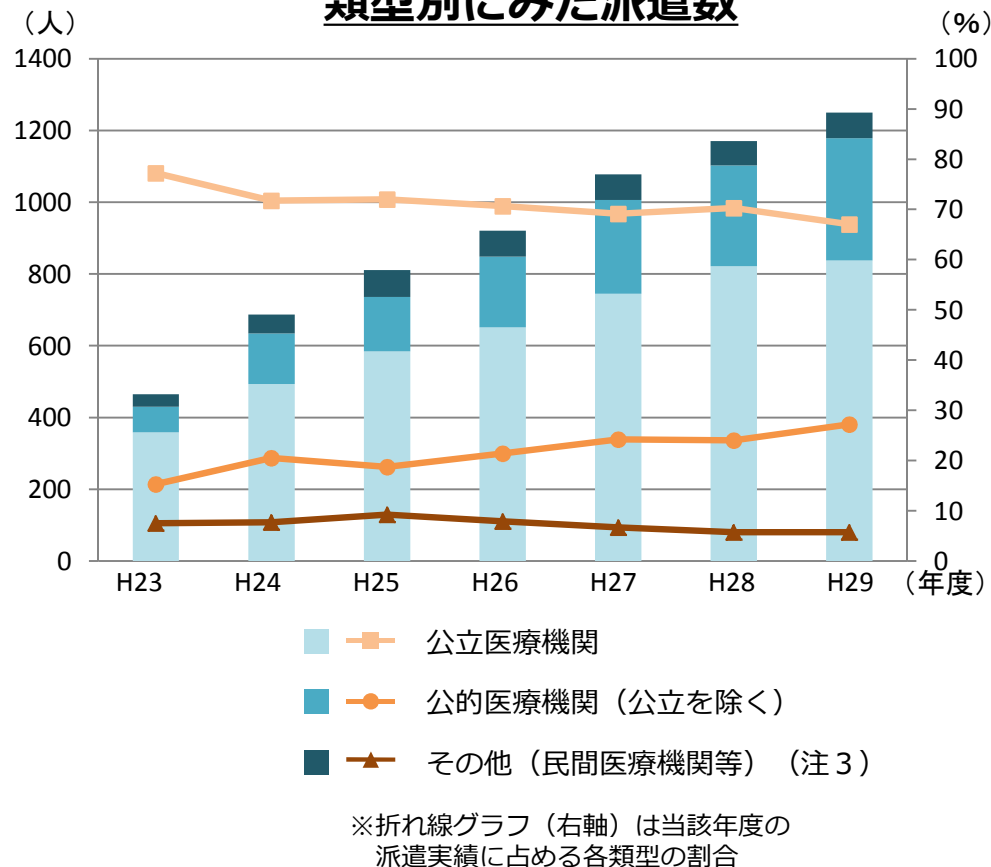
都道府県による医師の派遣調整の実績について

- 都道府県が派遣調整の主体となった派遣医師数（臨床研修医を除く）は増加しており、特に修学資金貸与対象医師の伸びが大きい（※1）。
- 派遣先医療機関の開設者別にみると、公立医療機関への派遣が約7割を占めている。

医師の類型別にみた派遣数



派遣先医療機関の類型別にみた派遣数

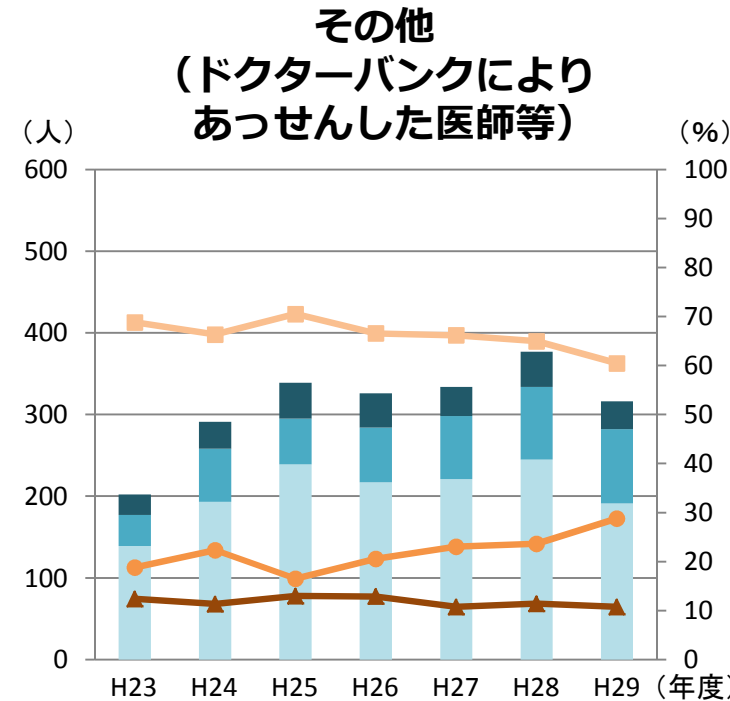
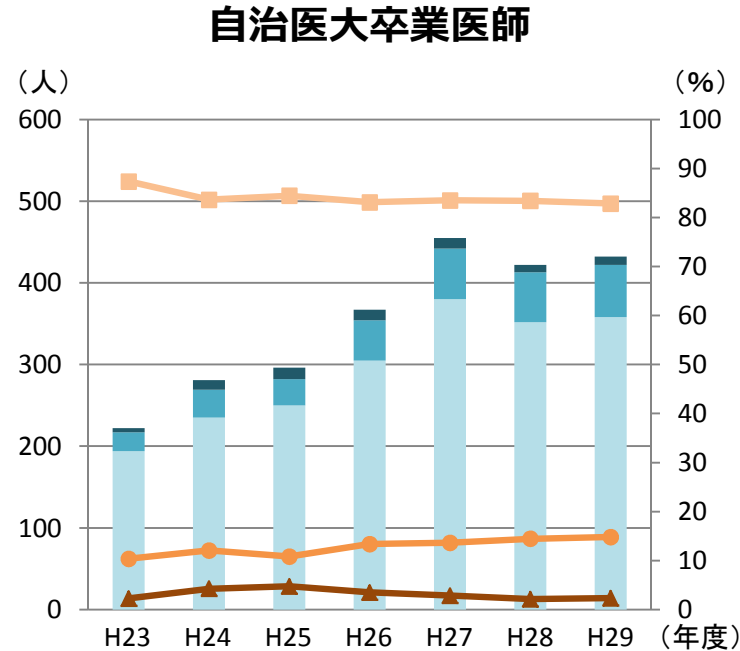
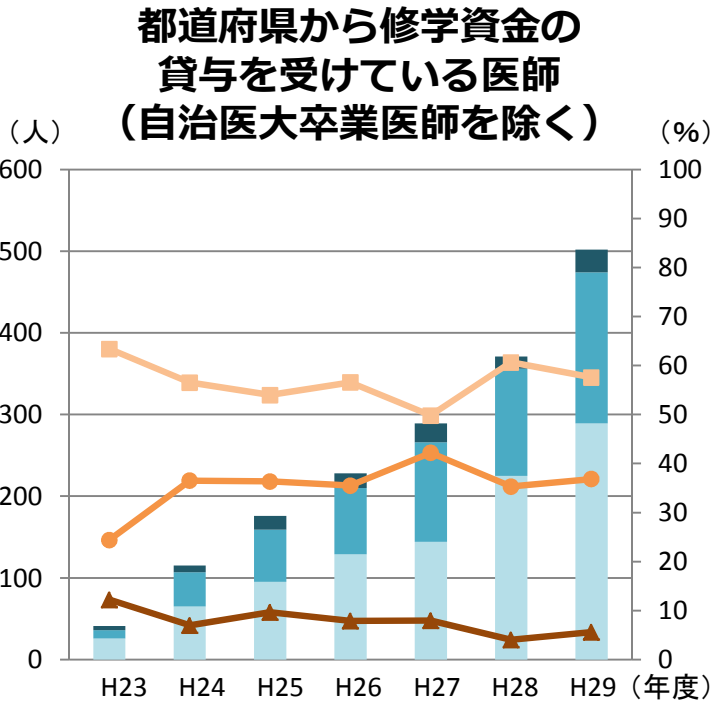
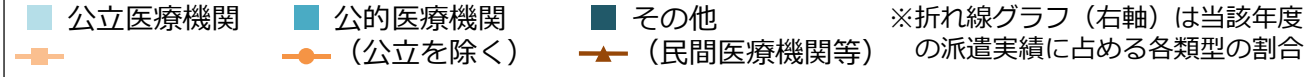


※1 当該年度に前年度と同一の医療機関に派遣されている者については、当該年度の派遣医師数には計上していない。

※2 当該年度に義務年限中の義務履行として勤務している者のうち、当該年度とその前年度の主たる勤務先が異なる者を、都道府県による派遣調整が行われたとみなして計上したもの。

都道府県による医師の派遣調整の実績について（医師の類型別）

派遣先医療機関の類型別に見た派遣実績



(人)	都道府県から修学資金の貸与を受けている医師（自治医大卒業医師を除く）				自治医大卒業医師				その他			
	公立	公的 (公立除く)	その他	計	公立	公的 (公立除く)	その他	計	公立	公的 (公立除く)	その他	計
23	26	10	5	41	194	23	5	222	139	38	25	202
24	65	42	8	115	235	34	12	281	193	65	33	291
25	95	64	17	176	250	32	14	296	239	56	44	339
26	129	81	18	228	305	49	13	367	217	67	42	326
27	144	122	23	289	380	62	13	455	221	77	36	334
28	225	131	15	371	352	61	9	422	245	89	43	377
29	289	185	28	502	358	64	10	432	191	91	34	316

※ 臨床研修医を除く。

※ 当該年度に前年度と同一の医療機関に派遣されている者については、当該年度の派遣医師数には計上していない。

（平成29年7月厚生労働省調査）

都道府県による修学資金貸与者の派遣調整の実績について

(派遣先医療機関の設置主体者別、平成27年4月～29年7月実績)

○ 直近3カ年の実績では、公立医療機関への派遣が多くなっている。

公立医療機関

人口10万人対医師数200人未満医療圏への派遣実績は**83医療圏、356人**
(全体では124医療圏、693人)

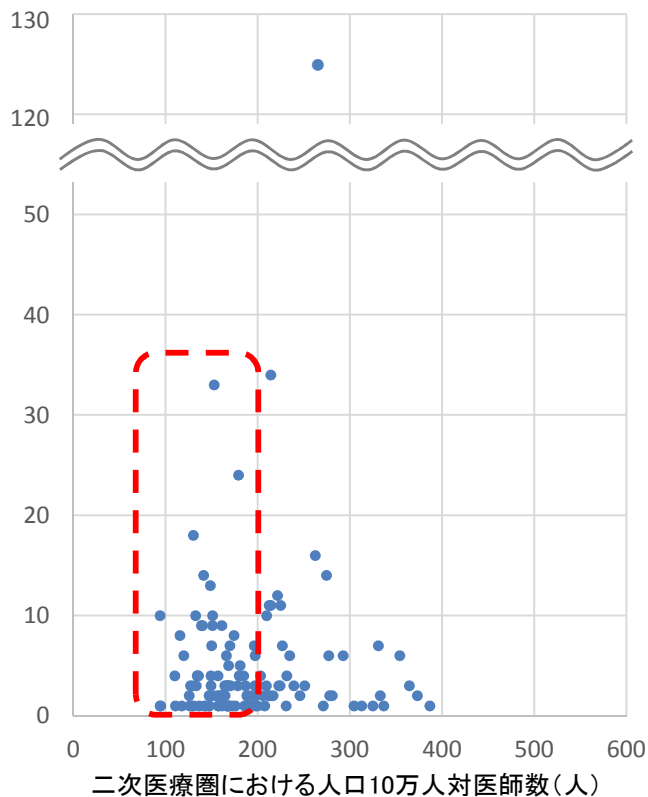
公的医療機関(公立医療機関を除く)

人口10万人対医師数200人未満医療圏への派遣実績は**32医療圏、116人**
(全体では73医療圏、485人)

民間医療機関等

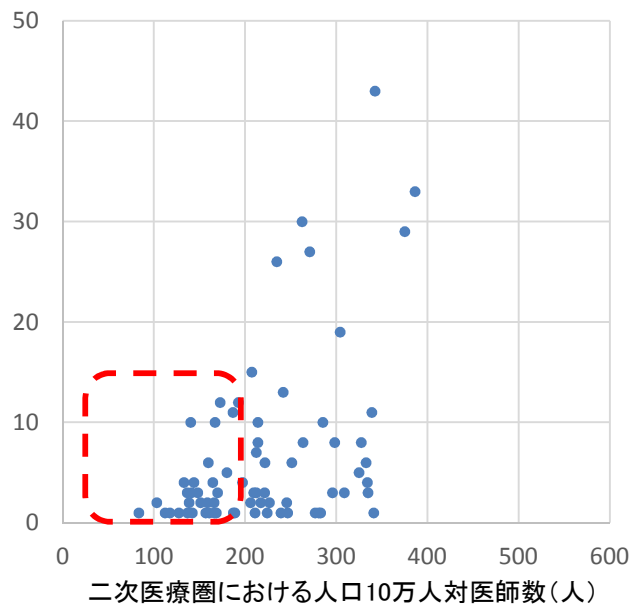
人口10万人対医師数200人未満医療圏への派遣実績は**7医療圏、18人**
(全体では11医療圏、30人)

派遣人数(人)

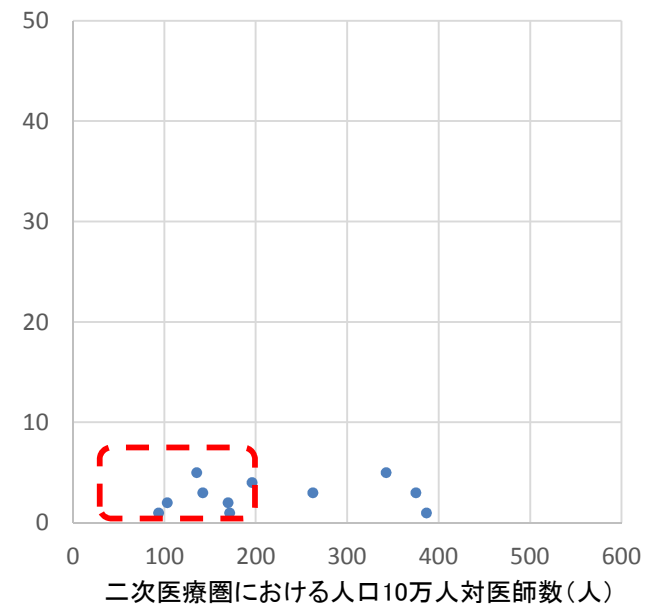


(参考)へき地医療機関に占める公立施設数
へき地拠点病院 164/313施設(52.4%)

[- - -]:人口10万人対医師数200人未満医療圏への派遣



(参考)へき地医療機関に占める公的施設数
へき地拠点病院 37/313施設(11.8%)

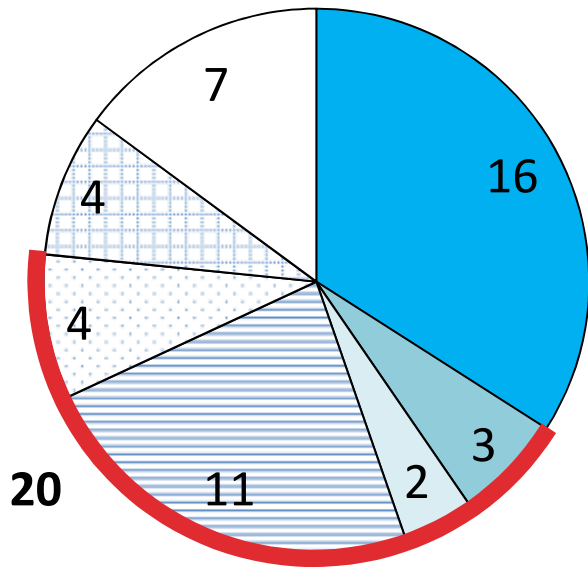


(参考)へき地医療機関に占める民間等施設数
へき地拠点病院 112/313施設(35.8%)
※うち、社会医療法人 16施設

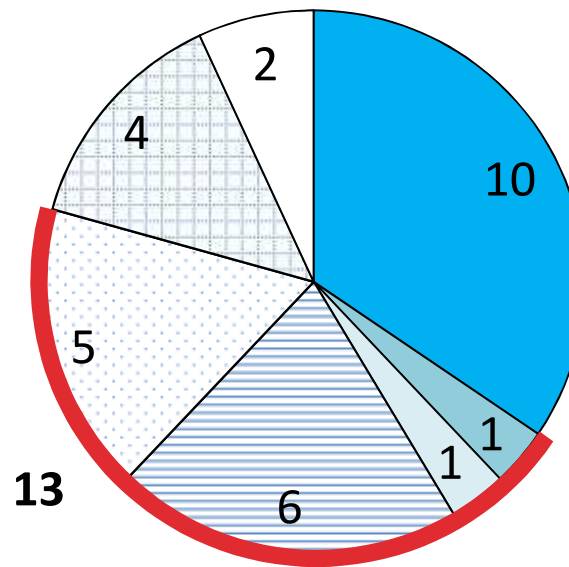
修学資金の貸与条件（勤務先医療機関の開設主体）

修学資金の貸与条件（就業義務年限における勤務先医療機関の開設主体）（単位：都道府県）

全体（地域医療介護総合確保基金
以外の財源を含む）
（47都道府県）



地域医療介護総合確保基金を
活用する都道府県のみ
（29都道府県）



- 限定していない
- 一定期間は公立含む公的医療機関に限定
- 一定期間は公立医療機関に限定
- 公立含む公的医療機関に限定
- 公立医療機関に限定
- 公立含む公的医療機関及び周産期母子医療センターや災害拠点病院、へき地医療拠点病院等に限定
- 修学資金の種類によって異なる

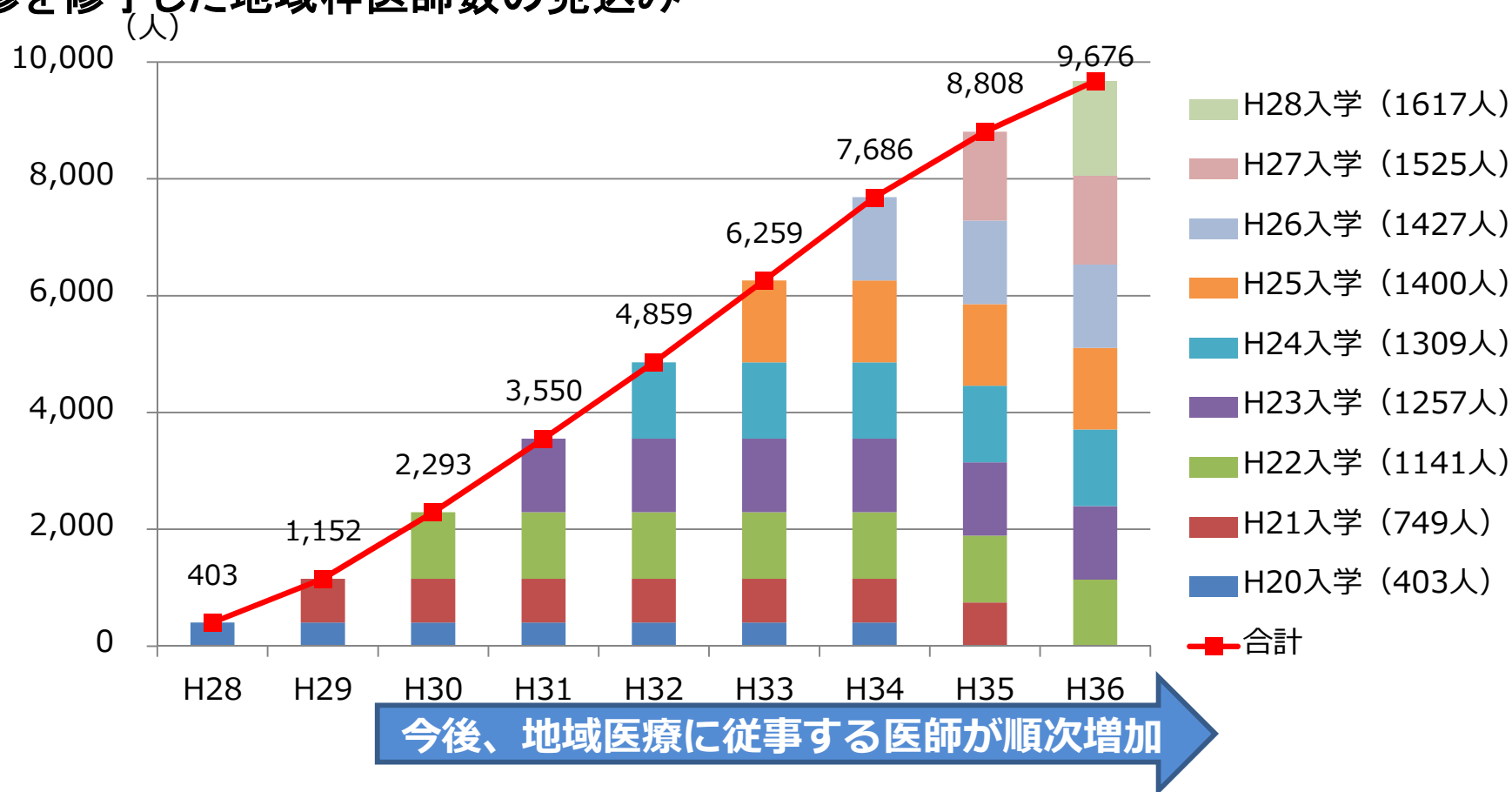
【公的・公立医療機関に限定する理由】

- ・修学資金の一部を市町村が負担しているため。
- ・公立医療機関が地域の救急医療等を担っており、医師確保の優先順位が高いため。
- ・公費によって養成する医師であり、公益目的で設置されている医療機関の医師不足解消や、地域（市町等）のニーズに応じて従事・貢献する医師の確保を最優先とするため。
- ・離島・へき地には公的医療機関しかないため。

臨床研修を修了した地域枠医師数の見込み

- 平成20年度以降の医学部の臨時定員増等による地域枠での入学者が順次卒業し、臨床研修を終え、地域医療に従事し始めている。
- 今後、こうした地域枠医師が順次臨床研修を終え、地域医療に従事する医師が増加することに伴い、地域医療支援センターの派遣調整の対象となる医師の増加が見込まれる。

臨床研修を修了した地域枠医師数の見込み



※ 地域枠（地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠であり、奨学金の有無を問わない。）の人数については、文部科学省医学教育課調べ。

全体の数には様々な条件による地域枠の医師数が含まれているが、ここでは一律に、卒業後9年目まで地域医療に従事する義務があると仮定し、義務年限終了以後は累積人数から除外して、単純に累積医師数を見込んだ。また、留年・中途離脱等は考慮していない。

キャリア形成プログラムについて

(「地域医療介護総合確保基金を活用した医師修学資金貸与事業の取扱いについて」(平成29年2月14日医政地発0214第1号・医政医発0214第1号)より抜粋)

1. 定義

地域医療に従事する医師のキャリア形成上の不安解消、医師不足地域・診療科の解消を目的として、都道府県(地域医療支援センター等)が主体となり策定された医師の就業に係るプログラム。

2. 留意事項

プログラムの策定に当たっては、キャリア形成の当事者である医学生及び医師、並びに医師確保等に関わる地域の関係者が加わって策定することが必要。

また、プログラムは医師不足地域・診療科の解消等を図る観点から、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の医療計画に関係する会議等(都道府県議会における条例制定のための審議を含む。)において、就業義務年限のうち最低限何年間どの地域や診療科で勤務するなどの医師のローテーションに係る配置方針を決めた上で、当該方針を踏まえて具体的に策定することが必要。

3. 記載すべき内容

- ・プログラム全体の就業義務年限
 - ・就業先となる地域や、医療機関の規模等ごとにグループ化された医療機関群(具体的な地域や医療機関名を含む。)
 - ・医療機関群ごとの就業期間
 - ・取得可能な専門医等の資格や習得可能な知識・技術(上部消化管内視鏡等)
 - ・出産・子育て期間は就業義務年限を中断することができる等の配慮事項
- など必要な情報が明示され、明示された選択肢の中から対象者が具体的な就業先等を選択できるもの

参考 地域特別枠卒業者の基本ローテーション

● 6年間修学資金の貸与を受けた場合 → 9年間の場合の業務従事期間

年 数	業務従事期間 (最長9年間)									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
ローテーション病院群	1・2群 臨床研修		1・2・3群							
				3群の病院を最低1年						
9年間のうち、3群の病院を最低3年										

※ 3～6年目に3群の病院を最低1年勤務かつ
9年間のうち、3群の病院を最低3年間勤務。

【徳島県内の公的医療機関等】

1群病院：県立中央病院，徳島市民病院，徳島赤十字病院，徳島県鳴門病院，
吉野川医療センター，阿南 中央病院，阿南共栄病院，阿波病院

2群病院：徳島大学病院

3群病院：県立海部病院，県立三好病院，つるぎ町立半田病院

- ・業務を最長で**3年間中断**し、国内外での留学・研修等が可能
- ・下記条件を満たし、知事が特別に認めた場合はさらに**4年間の中断**が可能
 - ①自身の医学的知識・能力の向上に役立つ進学等であること
 - ②加算期間中の研修計画等県が別に定める様式を提出すること
 - ③最低**1年間の3群勤務**をしていること

キャリア形成プログラムの策定状況

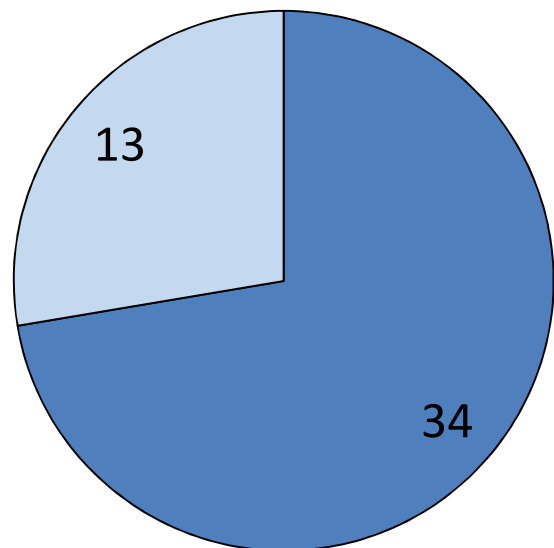
- キャリア形成プログラムを未策定の都道府県が13あり、そのうち5県では今後の策定予定が未定、2県では策定予定が平成31年度以降となっている。
- キャリア形成プログラムを策定している都道府県でも、策定本数が1本のみである都道府県が12存在する。

主に地域枠医師を対象とした キャリア形成プログラムの策定状況

(単位: 都道府県)

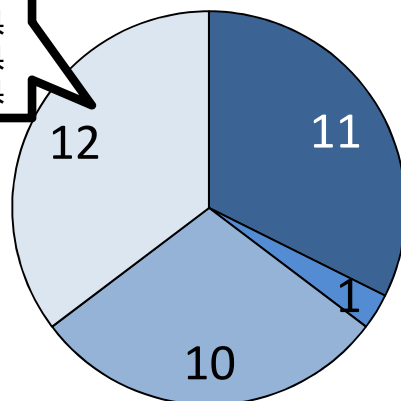
■ キャリア形成プログラムを策定済

□ 未策定



策定済みの都道府県の キャリア形成プログラム策定本数

(単位: 都道府県)

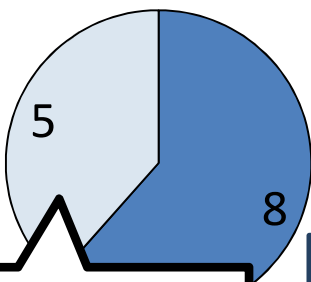


- 10本以上
- 5～9本
- 2～4本
- 1本

山形県 東京都
石川県 福井県
長野県 京都府
兵庫県 岡山県
広島県 香川県
熊本県 大分県

未策定の都道府県の 今後の策定見込み

(単位: 都道府県)



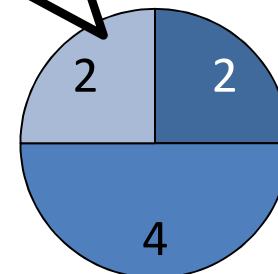
■ 今後策定予定

□ 未定

宮城県 神奈川県
富山県 高知県
福岡県

今後策定予定のキャリア形成 プログラム適用予定年度

(単位: 都道府県)



- 29年度中
- 30年度
- 31年度以降

埼玉県 山梨県

※平成29年7月厚生労働省調査

キャリア形成プログラム等を通じた医師偏在対策

○ 第7次医療計画(H30～35年度)から、地域医療介護総合確保基金を活用した医師修学資金貸与やキャリア形成プログラム等について、以下のような改善を促進。

(※)「医療計画について」の一部改正について(平成29年7月31日付け厚生労働省医政局長通知)

